



県 章

山形県公報

令和7年12月26日（金）

第668号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則

- 山形県医療法施行細則の一部を改正する規則……………（医療政策課）…1231
○山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を
改正する規則……………（高齢者支援課）…1237

告 示

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請……………（循環型社会推進課）…同
○公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…1238
○農用地利用集積等促進計画の認可……………（農村整備課）…同
○道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…1239
○県道の供用の開始……………（ 同 ）…同
○道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…1240
○同……………（ 同 ）…同
○公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…同
○河川区域の変更による廃川敷地等……………（河 川 課）…1241

選挙管理委員会関係

告 示

- 令和7年7月20日執行の参議院山形県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の
要旨……………同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（病院事業局）…1253
○同……………（ 同 ）…1255
○特定調達契約に係る落札者の公告……………（ 同 ）…1257

規 則

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第66号

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則

山形県医療法施行細則（昭和41年10月県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の6号を加える。

- (18) 法第30条の18の4第1項の規定によるかかりつけ医機能に関する報告を受理すること。
(19) 法第30条の18の4第2項の規定によりかかりつけ医機能に関する体制を確認すること。
(20) 法第30条の18の4第4項前段の規定によるかかりつけ医機能に関する体制の変更の報告を受理すること。
(21) 法第30条の18の4第4項後段の規定によりかかりつけ医機能に関する体制の変更を確認すること。

- (22) 法第30条の18の4第6項の規定により報告又は是正を命ずること。
- (23) 法第30条の18の4第7項において準用する法第30条の13第3項の規定により情報の提供を要求すること。
- 第3条第21号の2の次に次の1号を加える。
- (21)の3 法第15条第3項及び規則第27条の3第1項の規定による病院又は診療所に診療用放射性同位元素使用器具を設置しようとするときの届出 別記様式第21号の3

第3条第23号中「第27条第3項」を「第27条第3項、第27条の3第2項」に、「診療用放射線照射器具」を「診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具」に改め、同条第26号中「よる」を「よる放射性同位元素使用器具、」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(かかりつけ医機能に関する報告)

第4条の2 法第30条の18の4第1項の規定による報告は、当該報告を行う年の1月1日現在の情報について、書面又は厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第30条の18の4第1項に掲げる事項を内容とする情報を記録する措置であつて、法第30条の18の4第1項の規定により報告をすべきかかりつけ医機能報告対象病院等の管理者が、自ら及び知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行う措置（次項において「電磁的措置」という。）を講ずる方法により行うものとする。

2 法第30条の18の4第4項前段の規定による報告は、書面又は電磁的措置を講ずる方法により行うものとする。

別記様式第21号の2の次に次の1様式を加える。

様式第21号の3

年 月 日

山形県知事 殿

（保健所長）

管理者 住 所
氏 名

診療用放射性同位元素使用器具設置届

下記のとおり診療用放射性同位元素使用器具を設置するから届け出ます。

記

1 名 称			
2 開 設 の 場 所			
3 予定使用開始時期	年 月 日		

4 診療用放射性同位元素使用器具

種 類	形 状	数 量	最大貯蔵 予定数量	最大使用予定数量	
				1 日	3 月間
		ベクレル	ベクレル	ベクレル	ベクレル

5 診療用放射性同位元素使用器具使用室

診療室		使用器具準備室			隔壁の防護 (鉛当量)	出入口の数	出入口の付近		
室の構造	面積	室の構造	面積	洗浄設備の有無			放射線測定器の有無	汚染の除去に必要な器材	洗浄設備の有無
	m ²		m ²		mm				
放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものか。							適	・	否
放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく腐食しにくい材料か。							適	・	否
洗浄設備と排水設備の連結							有	・	無
使用器具準備室におけるフード、グローブボックス等の装置と排気設備の連結							有	・	無

6 貯蔵施設及び運搬容器

貯 蔵	貯蔵施設の構造			貯蔵室・貯蔵箱			
	貯蔵施設の外側における実効線量			ミリシーベルト／週			
	出入口の数						
	扉、ふた等外部に通ずる部分のかぎその他閉鎖のための設備、器具			有・無			
施 設	貯 蔵 室	室の構造					
		特定防火設備防火戸					
	貯 蔵 箱	箱の構造					
	貯 蔵 容 器	貯蔵時の1メートルの距離における実効線量					
		標識及び種類・数量の表示					
		空気を汚染するおそれのある状態にある診療用放射性同位元素使用器具を入れる容器は、気密な構造か。					
		液体状の診療用放射性同位元素使用器具を入れる容器は、こぼれにくく構造で浸透しにくい材料か。					
運 搬 容 器	受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染のひろがりを防止するための設備又は器具を設けているか。						
	貯蔵時の1メートルの距離における実効線量						
	標識及び種類・数量の表示						
	空気を汚染するおそれのある状態にある診療用放射性同位元素使用器具を入れる容器は、気密な構造か。						

液体状の診療用放射性同位元素使用器具を入れる容器は、こぼれにくい構造で浸透しにくい材料か。

適・否

7 廃棄施設

医療用放射性汚染物の状態		液体状・気体状・その他
排 水 設 備	排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とする能力又は排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、病院若しくは診療所の境界の外の空気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とする能力を有しているか。	適・否
	排液のものれにくい構造とし、排液が浸透しにくく腐食しにくい材料であるか。	適・否
	排液処理槽は、排液を採取し、又は放射性同位元素の濃度が測定することができる構造であるか。	適・否
	排液流出調整装置	有・無
	排液処理槽の上部の開口部はふたのできる構造又は立入防止施設であるか。	
排 氣 設 備	排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とする能力又は排水監視設備を設けて排水中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、病院若しくは診療所の境界における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とする能力を有しているか。	適・否
	人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とする能力を有しているか。	適・否
	気体の漏れにくい構造とし、腐食しにくい材料であるか。	適・否
	故障発生時の汚染拡大防止装置	有・無
焼 却 炉	気体が漏れにくく、灰が飛散しにくい構造であるか。	適・否
	排気設備に連結された構造であるか。	適・否
	焼却残さの排出口と廃棄作業室の連結	有・無
廃 棄 作 業 室	放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造であるか。	適・否
	放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく腐食しにくい材料か。	適・否
	フード、グローブボックス等の装置と排気設備の連結	有・無
	標識	有・無
汚 染	放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造であるか。	適・否
	放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく腐食しにくい材料か。	適・否
	洗浄設備	有・無

検査室	更衣設備	有・無	
	放射線測定器	有・無	
	汚染の除去に必要な機材	有・無	
	洗浄設備の排水管と排水整備の連結	有・無	
	標識	有・無	
保管廃棄設備	外部と区画された構造であるか。	適・否	
	扉、ふた等外部に通ずる部分のかぎその他閉鎖のための設備又は器具	有・無	
	保管廃棄容器	耐火性であるか。	適・否
	空気を汚染するおそれのある状態にある診療用放射性同位元素使用器具を入れる容器は、気密な構造か。	適・否	
	液体状の診療用放射性同位元素使用器具を入れる容器は、こぼれにくい構造で浸透しにくい材料か。	適・否	
	標識	有・無	

8 放射線治療病室

病室番号	面積	室の防護（鉛当量）			出入口の付近			
		天井	床	周囲の 画壁	放射線 測定器 の有無	汚染の除 去に必要 な器材	洗浄 設備の 有無	更衣 設備の 有無
	m ²	mm	mm	mm				
放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ないものか。								適・否
放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく腐食しにくい材料か。								適・否
特別措置病室 に関する措置	出入口の付近に人がみだりに立ち入らないようにするための注意事項の掲示があるか。							適・否
	内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面を、放射性同位元素による汚染を除去しやすいもので覆っているか。							適・否
	出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び作業衣を備えているか。							適・否
その他防護設備の概要								

9 診療用放射性同位元素使用器具を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

氏名	職種	放射線診療に関する経歴

備考

- 1 診療用放射性同位元素使用器具使用室、放射線治療病室、貯蔵施設及び廃棄施設の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 平面図及び側面図には、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離、排水及び排気の系統、管理区域、標識等を明示すること。また、天井、床及び周囲の画壁等の外側における実効線量を測定のうえ、その値を明示すること。
- 3 診療用放射性同位元素使用器具を使用する医師若しくは歯科医師の免許証を提示し、又はその写しを添付すること。

別記様式第23号中「（診療用放射性同位元素）」を「（診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素）」に改め、同様式第3項の表中

診療用放射性同位元素使用器具	使用を予定する診療用放射性同位元素			を に改める。
	種類	形状	数量	
			ベクレル	
	使用を予定する診療用放射性同位元素			

別記様式第24号中「、診療用放射性同位元素」を「、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素」に改め、同様式の備考第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 診療用放射性同位元素使用器具に関する次の事項

- イ ベクレル単位をもつて表した診療用放射性同位元素使用器具の種類ごとの最大貯蔵予定数量、1日の最大使用予定数量及び3月間の最大使用予定数量
- ロ 診療用放射性同位元素使用器具の使用室、貯蔵施設、運搬容器、廃棄施設又は放射性同位元素使用器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

ハ 診療用放射性同位元素使用器具を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

別記様式第24号の備考第3項中「又は(7)のロ」を「、(7)のロ又は(8)のロ」に改め、同備考第4項中「又は(7)のハ」を「、(7)のハ又は(8)のハ」に改める。

別記様式第25号中「、診療用放射性同位元素」を「、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素」に改める。

別記様式第26号中「診療用放射性同位元素等廃止後の措置届」を「診療用放射性同位元素使用器具等廃止後の措置届」に、「診療用放射性同位元素（）」を「診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、）」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条に6号を加える改正規定及び第4条の次に1条を加える改正規定並びに次項の規定は、令和8年1月1日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表保健所長の項第1項に次の6号を加える。
- (18) 法第30条の18の4第1項の規定によるかかりつけ医機能に関する報告の受理に関すること
(19) 法第30条の18の4第2項の規定によるかかりつけ医機能に関する体制の確認に関すること
(20) 法第30条の18の4第4項前段の規定によるかかりつけ医機能に関する体制の変更の報告の受理に関すること
(21) 法第30条の18の4第4項後段の規定によるかかりつけ医機能に関する体制の変更の確認に関すること
(22) 法第30条の18の4第6項の規定による報告又は是正の命令に関すること
(23) 法第30条の18の4第7項において準用する法第30条の13第3項の規定による情報の提供の要求に関すること

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第67号

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第6号中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第879号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において令和8年1月26日まで縦覧に供する。

令和7年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

酒田市京田二丁目69番8号

株式会社管理システム

代表取締役 今野修

- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

鶴岡市櫛代字早坂706番2

- 3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に該当するもの並びに有害物質を含むものを除く。）、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びに動物の死体並びに施行令第2条の4第1号に規定する特別管理産業廃棄物（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）及び同条第4号に規定する特別管理産業廃棄物

5 申請年月日

令和7年11月11日

6 その他

この告示に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次に掲げる事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を総覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項

- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

山形県告示第880号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

長井市草岡地内

2 公共測量を実施する期間

令和7年12月19日から令和8年3月6日まで

3 作業の種類

公共測量（用地測量）

山形県告示第881号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	37者	山形市落合町字沖ノ原71番ほか503筆
上山市	10者	上山市阿弥陀地字中畠83番ほか55筆
天童市	5者	天童市大字塙野目字阿部塙809番2ほか27筆
中山町	11者	東村山郡中山町大字岡字中江1797番ほか85筆
大江町	1者	西村山郡大江町大字堂屋敷字前田374番
東根市	4者	東根市大字東根元東根字和合3888番ほか7筆
大石田町	8者	北村山郡大石田町大字海谷字大目1249番ほか20筆
新庄市	4者	新庄市大字泉田字村東187番ほか26筆
最上町	8者	最上郡最上町大字志茂字上野511番4ほか37筆

真室川町	6者	最上郡真室川町大字大沢字蟻喰3834番2ほか54筆
大蔵村	1者	最上郡大蔵村大字赤松字猿屋敷3158番1ほか5筆
鮭川村	1者	最上郡鮭川村大字庭月字上ノ山5521番ほか4筆
南陽市	4者	南陽市蒲生田字井戸尻1740番ほか54筆
長井市	26者	長井市平山字長町29番ほか156筆
飯豊町	1者	西置賜郡飯豊町大字萩生字町東3545番
三川町	42者	東田川郡三川町大字横山字石行91番1ほか226筆
庄内町	104者	東田川郡庄内町榎木字川原畠566番ほか1374筆
遊佐町	34者	飽海郡遊佐町吹浦字小谷地19番ほか1179筆

2 認可年月日
令和7年12月18日

山形県告示第882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和7年12月26日から令和8年1月9日まで縦覧に供する。

令和7年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡大蔵村大字清水字平ノ下1397番1から 同 1448番45まで	旧	24.2 メートル 14.1	メートル 38
同 上	新	27.0 メートル 14.1	同 上

山形県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和7年12月26日から令和8年1月9日まで縦覧に供する。

令和7年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大石田畠線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字平ノ下1397番1から
同 1448番45まで
- 3 供用開始の期日 令和7年12月26日

山形県告示第884号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和7年12月26日から令和8年1月9日まで縦覧に供する。

令和7年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 升田観音寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市草津字芦巻23番1から 同 28番2まで	旧	28.3 メートル ↓ 15.5	メートル 67
同 上	新	57.8 メートル ↓ 18.2	同 上

山形県告示第885号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和7年12月26日から令和8年1月9日まで縦覧に供する。

令和7年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥海公園青沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市草津字坂ノ下92番1から 同 まで	旧	13.3 メートル ↓ 9.0	メートル 29
同 上	新	71.0 メートル ↓ 14.8	同 上

山形県告示第886号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三川町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
東田川郡三川町大字押切新田地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和7年9月1日から同年11月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

山形県告示第887号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和7年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 河川の名称

一級河川最上川水系最上川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和7年12月19日

3 廃川敷地等の位置

上流 米沢市大字花沢字下川原四3057番3地先から

下流 米沢市大字花沢字下川原四3057番12地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,686.96m²

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第64号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院山形県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和7年12月26日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- | | |
|---|-------------|
| 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院山形県選出議員選挙 | |
| 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） | 35,011,600円 |
| 3 報告書の要旨 | |

候補者氏名	大内理加	所属党派	自由民主党	期間	令和7年6月22日から 令和7年8月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	秋葉一正					

収入	支出
主たる寄附	人件費 1,855,000円
氏名	家屋費 693,200
団体名	選挙事務所費 339,000
自由民主党参議院山形県選挙区第一支部	集合会場費 354,200
大内りか後援会	通信費 0
政党支部	交通費 575
政治団体	印刷費 2,668,500
	広告費 5,489,222
	文具費 100,000
	食糧費 324,000
	休泊費 390,000
	雑費 168,226
その他の寄附 0件	今回計 11,688,723
その他の収入	前回計 0
今回計	総計 11,688,723
前回計	
総計	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	339,200円
	ピラの作成	869,700円
	ポスターの作成	1,459,600円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	145,750円
	政見放送のための録画等	3,111,000円
計		6,341,843円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	大内理加	所属党派	自由民主党	期間	令和7年7月11日から 令和7年8月22日まで	第2回分
出納責任者氏名	秋葉一正					

収入				支出		
主たる寄附				人件費	0円	
(氏名)	(職業)	(寄附額)		家屋費	60,500	
団体名		0円		選挙事務所費	0	
				集合会場費	60,500	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
その他の寄附	0件	0		休泊費	0	
その他の収入		0		雑費	880	
今回計		0		今回計	61,380	
前回計		5,439,000		前回計	11,688,723	
総計		5,439,000		総計	11,750,103	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和7年8月27日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	大貫 学	所属党派	N H K 党	期間	令和7年6月30日から 令和7年6月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	大貫 学					

収入		支出	
主たる寄附		人 件 費	0円
氏名	(職 業)	家 屋 費	0
団体名		選挙事務所費	0
NHK党	政治団体	集 会 場 費	0
		通 信 費	0
		交 通 費	0
		印 刷 費	146,742
		広 告 費	60,841
		文 具 費	0
		食 糧 費	0
その他の寄附	0 件	休 泊 費	0
その他の収入	0	雜 費	0
今回計	207,583	今回計	207,583
前回計	0	前回計	0
総計	207,583	総計	207,583

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ピラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
計		0円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	佐藤友昭	所属党派	参政党	期間	令和7年5月30日から 令和7年7月31日まで	第1回分			
出納責任者氏名	隠明寺 ゆかり								
収入						支出			
主たる寄附						人件費 290,000円			
氏名	(職業)	(寄附額)				家屋費 299,640			
団体名						選挙事務所費 291,000			
参政党山形県支部連合会	政治団体	1,092,188円				集合会場費 8,640			
参政党本部	政治団体	1,100,242				通信費 9,260			
揚妻佳奈子	自営業	75,000				交通費 4,280			
阿部登美	無職	70,000				印刷費 1,100,242			
斎藤美千代	会社社長	70,000				広告費 3,873,559			
大塚瀬菜	自営業	75,000				文具費 770			
						食糧費 0			
その他の寄附	0件	0				休泊費 0			
その他の収入		0				雑費 15,679			
今回計		2,482,430			今回計	5,593,430			
前回計		0			前回計	0			
総計		2,482,430			総計	5,593,430			
支出のうち公費負担相当額									
項目						金額			
選挙運動用通常葉書の作成						0円			
ビラの作成						0円			
ポスターの作成						0円			
選挙事務所の立札及び看板の類の作成						0円			
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成						0円			
個人演説会の立札及び看板の類の作成						0円			
政見放送のための録画等						3,111,000円			
計						3,111,000円			
報告書受理年月日	令和7年8月4日			第1回報告分					

候補者氏名	芳賀道也	所属党派	無所属	期間	令和7年4月18日から 令和7年7月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	芳賀正樹					

収入		支出	
主たる寄附		人件費	1,020,000円
氏名	(職業)	家屋費	1,991,595
団体名	(寄附額)	選挙事務所費	1,526,100
国民民主党	政党	集合会場費	465,495
山形友愛創造フォーラム	政治団体	通信費	18,491
国民民主党山形県総支部連合会	政党支部	交通費	27,223
山形県歯科医師連盟	政治団体	印刷費	2,256,300
佐藤孝子	主婦	広告費	6,133,560
		文具費	34,937
その他の寄附	0件	食糧費	51,936
その他の収入		休泊費	235,950
今回計	8,520,000	雑費	29,142
前回計	0	今回計	11,799,134
総計	8,520,000	前回計	0
		総計	11,799,134

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	338,800円
	ピラの作成	858,000円
	ポスターの作成	1,059,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,041円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,320円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	221,650円
	政見放送のための録画等	3,337,000円
計		6,231,311円

報告書受理年月日	令和7年7月31日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	芳賀道也	所属党派	無所属	期間	令和7年6月1日から 令和7年8月12日まで	第2回分
出納責任者氏名	芳賀正樹					

収入				支出		
主たる寄附				人件費	0円	
（氏名）		（職業）	（寄附額）	家屋費	0	
（団体名）			0円	選挙事務所費	0	
				集合会場費	0	
				通信費	76,626	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
				食糧費	0	
その他の寄附	0件		0	休泊費	0	
その他の収入			0	雑費	1,320	
今回計			0	今回計	77,946	
前回計			8,520,000	前回計	11,799,134	
総計			8,520,000	総計	11,877,080	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和7年8月17日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	芳賀道也	所属党派	無所属	期間	令和7年7月4日から 令和7年8月26日まで	第3回分
出納責任者氏名	芳賀正樹					

収入		支出	
主たる寄附		人件費	0円
（氏名）		家屋費	0
（団体名）		選挙事務所費	0
	（職業）	集合会場費	0
	（寄附額）	通信費	86,922
	0円	交通費	0
		印刷費	0
		広告費	0
		文具費	0
		食糧費	4,860
その他の寄附	0件	休泊費	0
その他の収入		雑費	1,650
今回計	0	今回計	93,432
前回計	8,520,000	前回計	11,877,080
総計	8,520,000	総計	11,970,512

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ピラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
計		0円

報告書受理年月日	令和7年8月27日	第3回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	芳賀道也	所属党派	無所属	期間	令和7年5月1日から 令和7年9月1日まで	第4回分
出納責任者氏名	芳賀正樹					

収入				支出		
主たる寄附				人件費	0円	
（氏名）		（職業）	（寄附額）	家屋費	0	
（団体名）			0円	選挙事務所費	0	
				集合会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	34,000	
				文具費	0	
				食糧費	8,640	
その他の寄附	0件		0	休泊費	0	
その他の収入			0	雑費	73,609	
今回計			0	今回計	116,249	
前回計			8,520,000	前回計	11,970,512	
総計			8,520,000	総計	12,086,761	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和7年9月2日	第4回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	芳賀道也	所属党派	無所属	期間	令和7年5月1日から 令和7年9月10日まで	第5回分
出納責任者氏名	芳賀正樹					

収入		支出	
主たる寄附		人件費	0円
（氏名）		家屋費	0
（団体名）		選挙事務所費	0
	（職業）	集合会場費	0
	（寄附額）	通信費	17,193
	0円	交通費	0
		印刷費	0
		広告費	0
		文具費	0
		食糧費	0
その他の寄附	0件	休泊費	0
その他の収入	0	雑費	0
今回計	0	今回計	17,193
前回計	8,520,000	前回計	12,086,761
総計	8,520,000	総計	12,103,954

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ピラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
計		0円

報告書受理年月日	令和7年9月16日	第5回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	芳賀道也	所属党派	無所属	期間	令和7年5月1日から 令和7年9月19日まで	第6回分
出納責任者氏名	芳賀正樹					

収入				支出	
主たる寄附				人件費	0円
（氏名）		（職業）	（寄附額）	家屋費	1,180,200
（団体名）			0円	選挙事務所費	1,080,200
				集合会場費	100,000
				通信費	0
				交通費	0
				印刷費	0
				広告費	897,479
				文具費	0
				食糧費	0
その他の寄附	0件		0	休泊費	0
その他の収入			0	雑費	3,740
今回計			0	今回計	2,081,419
前回計			8,520,000	前回計	12,103,954
総計			8,520,000	総計	14,185,373

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和7年9月22日	第6回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	三井寺 修	所属党派	日本共産党	期間	令和7年6月9日から 令和7年7月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	矢口廣義					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	15,600円	
（氏名）		（職業）		家屋費	174,170	
（団体名）				選挙事務所費	170,000	
日本共産党山形県委員会	政党		1,825,658円	集合会場費	4,170	
				通信費	42,290	
				交通費	3,770	
				印刷費	0	
				広告費	3,693,658	
				文具費	0	
				食糧費	85,712	
その他の寄附	0件		0	休泊費	61,600	
その他の収入			0	雑費	0	
今回計			1,825,658	今回計	4,076,800	
前回計			0	前回計	0	
総計			1,825,658	総計	4,076,800	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ピラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	3,038,000円
	計	3,038,000円

報告書受理年月日	令和7年8月1日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	三井寺 修	所属党派	日本共産党	期間	令和7年6月9日から	第2回分
出納責任者氏名	矢口廣義				令和7年9月9日まで	
収入				支出		
主たる寄附				人件費	0円	
（氏名）		（職業）	（寄附額）	家屋費	0	
（団体名）				選挙事務所費	0	
日本共産党山形県委員会		政党	619,300円	集合会場費	0	
その他の寄附	0件		0	通信費	14,840	
その他の収入			0	交通費	0	
今回計			619,300	印刷費	1,224,300	
前回計			1,825,658	広告費	92,400	
総計			2,444,958	文具費	0	
				食糧費	0	
				休泊費	0	
				雑費	49,300	
				今回計	1,380,840	
				前回計	4,076,800	
				総計	5,457,640	
支出のうち公費負担相当額	項目	金額				
	選挙運動用通常葉書の作成	0円				
	ビラの作成	0円				
	ポスターの作成	0円				
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円				
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円				
	政見放送のための録画等	0円				
	計	0円				
報告書受理年月日	令和7年9月10日	第2回報告分				

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立病院総合医療情報システムに係る電子カルテ端末等（中央病院・新庄病院）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年12月26日

山形県病院事業管理者 阿彦忠之

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 2階 入札室
- (2) 日時 令和8年2月13日（金）午後1時15分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量

山形県立病院総合医療情報システムに係る電子カルテ端末等（中央病院・新庄病院）一式

- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

- (3) 納入期限 令和8年10月30日

- (4) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院

新庄市金沢720番地の1 山形県立新庄病院

- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号

山形県病院事業局県立病院課 DX推進担当 電話番号023(630)3410

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県病院事業局県立病院課DX推進担当で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年2月3日（火）までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和8年1月30日（金）までに山形県病院事業局県立病院課DX推進担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: The electronical medical record terminals related to total medical information system for Yamagata Prefectural hospitals (Chuo-Hospital, Shinjo-Hospital): 1 set
- (2) Time-limit for tender: 1:15 P.M. February. 13, 2026
- (3) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023 (630) 3410

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立病院総合医療情報システムに係るプリンター等（中央病院・新庄病院）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年12月26日

山形県病院事業管理者 阿彌忠之

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 2階 入札室
(2) 日時 令和8年2月13日（金）午後2時15分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量

山形県立病院総合医療情報システムに係るプリンター等（中央病院・新庄病院） 一式

- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

- (3) 納入期限 令和8年6月30日

- (4) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
新庄市金沢720番地の1 山形県立新庄病院

- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
(2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

（5）当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

（1）契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号

山形県病院事業局県立病院課 DX推進担当 電話番号023(630)3410

（2）入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県病院事業局県立病院課DX推進担当で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金 免除する。

（2）契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

（1）この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年2月3日（火）までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和8年1月30日（金）までに山形県病院事業局県立病院課DX推進担当に提出するとともに、併せて2の（1）の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

（2）（1）により提出された応札物品仕様書については、2の（1）の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

（3）この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

（4）この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

（5）詳細については入札説明書による。

10 Summary

（1）Nature and quantity of the products to be purchased: The printers related to total medical information system for Yamagata Prefectural hospitals (Chuo-Hospital, Shinjo-Hospital): 1 set

（2）Time-limit for tender: 2:15 P.M. February. 13, 2026

（3）Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023(630)3410

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年12月26日

山形県病院事業管理者 阿彦忠之

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立病院総合医療情報システムに係る部門仮想基盤構築等業務（中央病院・新庄病院）一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県病院事業局県立病院課DX推進担当 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023(630)3410

3 落札者を決定した日 令和7年11月20日

4 落札者の名称及び所在地 日本アバカス株式会社 山形市十日町四丁目3番31号

5 落札金額 396,000,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和7年10月10日

令和7年12月26日印刷
令和7年12月26日発行

発行所 山形県
発行人 山形県